

社に、同社領羽咋郡加茂莊の貢納を約す。

【加茂別雷神社文書】 山城 一一三二

神領能州加茂庄之事、國錯亂砌迄無懈怠社納申上候不
相替先々可致取沙汰候。可被成其心得候。恐々謹言。
(永正七年)

三月十四日 義(備前) 元 在判

加茂社 □(中)

【賀茂別雷神社文書】 一一三三

爲祝儀卷數一合下給候。目出令頂戴候。尙々態々使節祝
着候。仍社領年貢之事不相替申付候。連々祈念無等閑候
者本望候。恐々謹言。
(年不詳)

十一月十五日 義(備前) 元 在判

賀茂社家御中

(第二通は便宜これを合叙す。)

四月十四日。足利義尹、朝倉貞景に、その加賀・
越前に於ける一揆を平定したる功を賞す。

【御内書案】 一一三三

加賀・越前兩國一揆、度々蜂起候處、依戰功、早速加退治
由被聞食訖。尤以神妙。仍太刀一振國遺之候也。
(永正七年)

四月十四日 朝倉彈正左衛門どのへ

五月十六日。溫井孝宗、鳳至郡岩藏寺に田地を
寄進す。

【石倉比古神社文書】 鳳至郡 一一三四

能州鳳至郡之内下町野岩藏寺孝宗私領之内
奉寄進田地之事

合百刈者 在所矢口村眞光散
田之内年貢米參石
壹斗 上濟六百八十文

右意趣者、爲弓矢名加子孫繁昌、且者弟候了嚴宗心爲後
生菩提、是奉寄進、於子孫不可有違亂煩者也。仍寄
進狀如件。

永正七年五月十六日

溫井兵庫助

藤原孝宗 在判

岩藏寺

空心聖至弟子

六月五日。幕府、本折式部少輔をして、山城祇
園社領河北郡輕賀野保を押領する輩を退け、社
家代官を置かしむ。

【建内文書】 一一三五

祇園社領賀州輕賀野保事、爲嚴重神事料所之處、有押領
族云々。太不可然。更沙汰居社家代官、可被全神用之
由被仰出候也。仍執達如件。

永正七 眞(飯尾) 運 在判
六月五日 英(松田) 致 在判

本折式部少輔殿

【生源寺文書】 近江 一一三六

(福國也)
當社領加賀國輕野保之事、度々被成御下知候處、于今被
守護致押領不被渡付候。重而可然様ニ被仰付、御成敗
被成下候者、天下泰平可爲御祈禱候。此旨預御披露候
者可畏入候。恐々謹言。
(年不詳) 九月七日 玉(寶壽院) 壽 在判

飯尾加賀守殿

(この文書は年次不詳なりといへども、玉壽の山城
祇園社執行たりしは、永正二年の頃より同七年の頃
に至るを以て、こゝに之を合叙す。)

七月廿八日。石川郡白山宮惣長吏澄賢、同宮莊
嚴講所新入衆を擧達す。

【白山比咩神社文書】 石川郡 一一三七

白山莊嚴講新入事
地輔公奉

右依恒例擧達所如件。

永正七 七月廿八日 法印 澄賢 在判

一和尙御房